

基監発第 0325001 号
平成 20 年 3 月 25 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準に係る
助言・指導等の実施について」の一部改正について

有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を定める告示（平成 15 年厚生労働省告示第 357 号。以下「雇止めに関する基準」という。）に係る助言・指導については、平成 15 年 12 月 26 日付け基発第 1226001 号「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準に係る助言・指導等について」により指示されているところであるが、今般、「雇止めに関する基準」第 2 条が改正され（平成 20 年 1 月 23 日付け基発第 0123005 号「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部改正について」参照。）、平成 20 年 3 月 1 日から適用されたことに伴い、平成 15 年 12 月 26 日付け基監発第 1226001 号「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準に係る助言・指導の実施について」を下記のとおり改め、本年 4 月 1 日から適用するので、遺憾なきを期されたい。

記

2 中「専用指導文書を交付すること」を「専用指導文書の交付を徹底すること」に改める。
また、第 2 文として、「また、対象事業場において雇止めに関する基準に適合した取扱いがなされている場合には、リーフレット等を配布し、引き続き、適切な対応が行われるよう要請すること。」を追加する。

3 として、次の文を加える。

「3 本省報告

上記 1 及び 2 の指導等を行った件数について、当分の間、1 月から 6 月（平成 20 年度においては 4 月から 6 月）までの実績及び 7 月から 12 月までの実績を、それぞれ翌月 15 日までに別添 4 により本省監督課まで報告（FAX 可）すること。」

別添 2 の 2 及び別添 3 の 2 を次のように改正する。

「雇入れの日から起算して 1 年を超えて継続勤務している者に係るものに限る」の前に「当該契約を 3 回以上更新し、又は」を加える。

基監発第 1226001 号
平成 15 年 12 月 26 日
改正 基監発第 0325001 号
平成 20 年 3 月 25 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準に係る
助言・指導等の実施について

有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を定める告示（平成 15 年厚生労働省告示第 357 号。以下「雇止めに関する基準」という。）に係る助言・指導については、平成 15 年 12 月 26 日付け基発第 1226001 号「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準に係る助言・指導等について」（以下「局長通達」という。）により指示されているところであるが、その実施に当たっては下記により遺憾なきを期されたい。

記

1 助言・指導の実施

- (1) 局長通達記の 2 の (1) の「労働者からの要請等」とは、労働者から助言・指導の要請がある場合のほか、各種情報から有期契約労働者に係る雇止め等に関する取扱いが問題となっている事案を把握した場合などが考えられること。
- (2) 助言・指導に係る事実関係の確認のための調査（以下「調査」という。）を行うか否かについては、労働基準監督署長の判断によることとし、労働基準監督署長は、労働者から助言・指導の要請があった場合などには、相談票等を活用して当該決裁を行うこと。
- (3) 調査は、対象事業場の使用者に来署を求め、又は対象事業場に赴くなどにより行うこと。
- (4) 助言・指導を行うか否かの判断を行う際の伺い文書については、別添 1 を参考とすること。
- (5) 助言・指導は、別添 2 の文書を交付することにより行うこと。なお、別添 2 の文書の交付に当たり、「指導・助言」のうち不要な文字がある場合その文字を抹消すること。
- (6) 助言・指導に係る文書は、事案ごとに一括して助言・指導関係綴りに編てつすること。

2 監督指導時における対応

監督指導時において、雇止めに関する基準に適合していない事実を認めた場合には、別添3の指導文書の交付を徹底すること。

また、対象事業場において雇止めに関する基準に適合した取扱いがなされている場合には、リーフレット等を配布し、引き続き、適切な対応が行われるよう要請すること。

3 本省報告

上記1及び2の指導等を行った件数について、当分の間、1月から6月（平成20年度においては4月から6月）までの実績及び7月から12月までの実績を、それぞれ翌月15日までに別添4により本省監督課まで報告（FAX可）すること。

(別添 1)

署 長	次 長	主任 (課長)	係

起案日	年	月	日
決裁日	年	月	日
施行日	年	月	日

担当官氏名

労働基準法第 14 条第 2 項に基づく有期労働契約の締結、更新及び雇止めに
関する基準に係る同条第 3 項による助言・指導について (伺い)

標記について、調査を行った結果は下記のとおりであるので、

助言することと
指導することと
助言・指導しない
ことと

してよろしいかお伺いする。

記

事 業 場 名	
所 在 地 ・ 電 話	
代 表 者 職 氏 名	
労働者数 (うち有期契約労働者数)	
復命事項 (事実関係等)	
署長判決	

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇労働基準監督署長

貴事業場において雇用されている有期契約労働者については、労働基準法第14条第2項に基づく有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を定める告示に適合していない事実が認められますので、下記事項のうち□内にレ印を付した事項について、同条第3項により 指導・助言 します。

つきましては、改善等の状況について、平成 年 月 日までに報告してください。

記

1 契約締結時の明示事項等

- ☐ (1) 使用者は、期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の締結に際し、労働者に対して当該契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を明示してください。
- ☐ (2) (1)の場合において、使用者が当該契約を更新する場合がある旨明示したときは、使用者は、労働者に対して当該契約を更新する場合又はしない場合の判断の基準を明示してください。
- ☐ (3) 使用者は、有期労働契約の締結後に(1)又は(2)に規定する事項に関して変更する場合には、当該契約を締結した労働者に対して、速やかにその内容を明示してください。

2 雇止めの予告

- ☐ 使用者は、有期労働契約（当該契約を3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限り、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。3の(2)において同じ。）を更新しないこととしようとする場合には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までに、その予告をしてください。

3 雇止めの理由の明示

- ☐ (1) 2の場合において、使用者は、労働者が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付してください。
- ☐ (2) 有期労働契約が更新されなかった場合において、使用者は、労働者が更新しなかった理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付してください。

4 契約期間についての配慮

- ☐ 使用者は、有期労働契約（当該契約を1回以上更新し、かつ、雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限る。）を更新しようとする場合には、当該契約の実態及び当該労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするよう努めなければならないとされていることを踏まえ、契約期間をできる限り長くするよう検討してください。

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

〇〇労働基準監督署

貴事業場において雇用されている有期契約労働者については、労働基準法第14条第2項に基づく有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準を定める告示に適合していない事実が認められますので、下記事項のうち□内にレ印を付した事項について、改善等の措置を講じてください。

つきましては、改善等の状況について、平成 年 月 日までに報告してください。

記

1 契約締結時の明示事項等

- ☐ (1) 使用者は、期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の締結に際し、労働者に対して当該契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を明示してください。
- ☐ (2) (1)の場合において、使用者が当該契約を更新する場合がある旨明示したときは、使用者は、労働者に対して当該契約を更新する場合又はしない場合の判断の基準を明示してください。
- ☐ (3) 使用者は、有期労働契約の締結後に(1)又は(2)に規定する事項に関して変更する場合には、当該契約を締結した労働者に対して、速やかにその内容を明示してください。

2 雇止めの予告

- ☐ 使用者は、有期労働契約（当該契約を3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限り、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。3の(2)において同じ。）を更新しないこととする場合には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までに、その予告をしてください。

3 雇止めの理由の明示

- ☐ (1) 2の場合において、使用者は、労働者が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付してください。
- ☐ (2) 有期労働契約が更新されなかった場合において、使用者は、労働者が更新しなかった理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付してください。

4 契約期間についての配慮

- ☐ 使用者は、有期労働契約（当該契約を1回以上更新し、かつ、雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限る。）を更新しようとする場合においては、当該契約の実態及び当該労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするよう努めなければならないとされていることを踏まえ、契約期間をできる限り長くするよう検討してください。

※具体的な改善方法や不明な点につきましては、当署あてお問い合わせください。

(担当:)

平成 年 月 日

労働基準局監督課 御中

〇〇労働局労働基準部監督課

有期労働契約に関する指導状況報告（平成 年〇～〇月分）

○ 指導状況

1 別添2の助言・指導状況

(1) 専用指導文書交付事業場数 _____ 件

(2) (1)の助言・指導の内訳

1 (1) 関係	1 (2) 関係	1 (3) 関係	2 関係	3 (1) 関係	3 (2) 関係	4 関係
件	件	件	件	件	件	件

2 別添3の指導状況

(1) 専用指導文書交付事業場数 _____ 件

(2) (1)の指導の内訳

1 (1) 関係	1 (2) 関係	1 (3) 関係	2 関係	3 (1) 関係	3 (2) 関係	4 関係
件	件	件	件	件	件	件